法令 No.1 目的, 定義

第55回(2010年)

問 1	防止活 「こ B	5上定められているものの組合せん の法律は,原子力基本法の精	D文章の A ~ C に該当 は,下記の選択肢のうちどれか。 呻にのっとり, A , 販売, を規制することにより,これらによ	賃貸、廃棄その他の取扱い
		A 放射性同位元素の使用	B 放射線発生装置の使用	C 放射性同位元素によって
	2	放射性同位元素の製造	放射性同位元素装備機器の製造	汚染された物の廃棄 放射性同位元素によって
	3	放射性同位元素の製造	放射線発生装置の製造	汚染された物の埋設 放射性同位元素によって 汚染された物の埋記
	4	放射性同位元素の使用	放射性同位元素装備機器 の使用	汚染された物の埋設 放射性同位元素等によって 汚染された物の廃棄
	5	放射性同位元素等の使用	放射線発生装置の使用	放射性同位元素等によって 汚染された物の埋設

- 問2 用語の定義に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。
 - A 汚染検査室とは、「人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室」をいう。
 - B 排気設備とは、「排気浄化装置、排風機、排気管、排気口等気体状の放射性同位元素等を浄化し、 又は排気する設備」をいう。
 - C 廃棄作業室とは、「放射性同位元素によって汚染された物で密封されていないものの詰替えをする 室」をいう。
 - D放射線施設とは、「使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設」をいう。1ABC のみ2ABD のみ3ACD のみ4BCD のみ5ABCD すべて